

しろがね訪問看護ステーション

重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	しろがね訪問看護ステーション									
所在地	八戸市白銀町字堀ノ内 6 番 5									
電話番号	0178-80-7808									
FAX番号	0178-80-7809									
介護保険事業所番号	0	2	6	0	3	9	0	3	8	0
管理者の氏名	内城 真奈美									

(2) 事業所の職員体制

職 名	資 格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	看護師	1 名		1 名	従業者および業務の管理
看護職員	看護師	5 名以上		5 名以上	訪問看護の業務にあたる
療法士等	作業療法士	0 名		0 名	
事務員等	事務員 看護補助者	1 名			事務業務等 看護補助等

(3) サービス提供時間

	営業時間 8:30~17:30	24 時間連絡できる体制および、 24 時間緊急対応を行っています。
平日	○	
土、日曜日	○	
休業日	無し	

(4) サービスを提供する地域（事業の実施地域）

サービスを提供する地域※	八戸市
--------------	-----

※ 上記地域以外にお住まいの方でも、ご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の訪問看護の特徴等

事業の目的	対象者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう支援すること。
運営方針	要介護状態の軽減・悪化の防止または予防を目的に、療養上の目標を設定し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。また、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。訪問看護の実施にあたって、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努め、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3. サービスの内容

	内 容
訪問看護	ア) 症状・障害の観察 イ) 療養生活や、介護方法についての相談 ウ) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話 エ) リハビリテーションの実施、評価、助言・指導 オ) 福祉用具、住宅改修等の相談・助言 カ) 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理 キ) がん、難病、認知症の方の看護 ク) ターミナルケア（介護予防訪問看護は除く） ケ) その他

4. 利用料金 （※料金については、別紙料金表を参照）

（1） 介護保険による場合

介護保険サービスを利用した場合のお客様が負担する利用料は、原則として①基本料金と②付加料金を合計した額の1割～3割となります（負担割合証の割合）。ただし、②付加料金については、該当となる場合のみに加算されます。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

（2） 医療保険による場合

医療保険による訪問看護サービスを利用した場合のお客様が負担する利用料は、原則として①基本料金と②付加料金を合計した額で、負担割合は保険の種類により変わります。ただし、②付加料金については、該当となる場合のみに加算されます。

（3） 交通費…無料

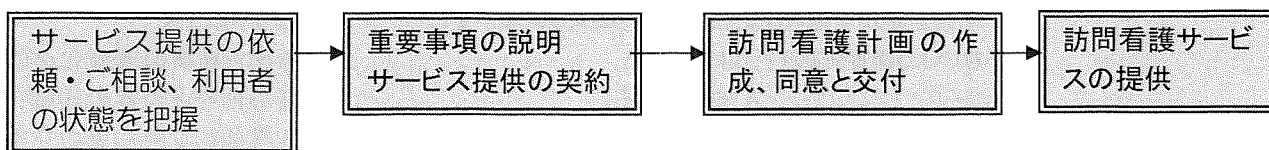
（4） その他の料金…実費

（5） 料金の請求及びお支払い方法

利用料・その他費用の請求方法	毎月 15 日すぎの訪問日に、当事業所の訪問看護師等が前月分の請求書を持参いたします。	
お支払い方法	毎月26日前後に指定の口座から引き落としされます。領収書は、引き落としが確認されましたら、翌月の請求書と一緒に持参いたします。	
	※領収書の再発行は、右記の金額をいただくこととなりますので、失くさないよう大切に保管して下さい。	1枚につき 1,080 円

5. サービスの利用方法

（1） サービスの開始までの流れ



- (2) サービスの終了・・・以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ① お客様の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する場合は、速やかにお申し出下さい。
 - ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合（人員不足ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます）は、終了1ヶ月前に通知します。
 - ③ 自動終了
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ お客様が亡くなられた場合
 - ④ その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービス提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。

6. サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、いつでも次の窓口までお申しつけください。

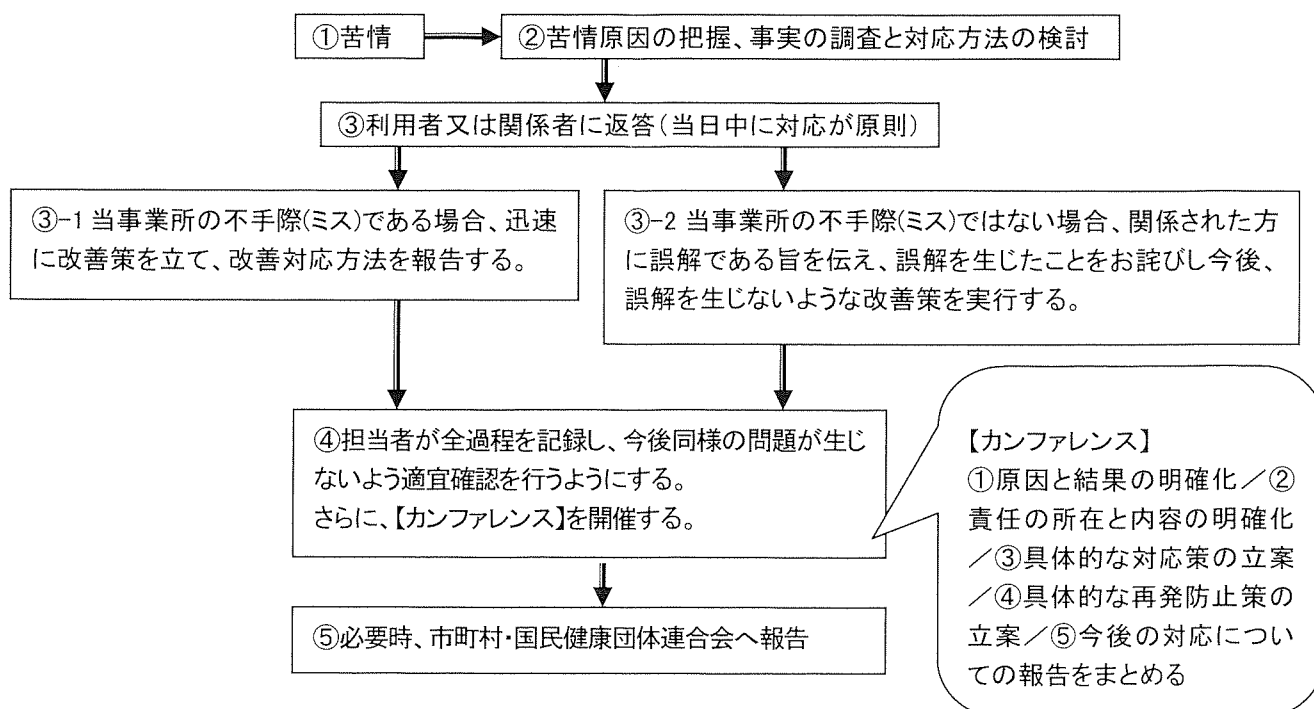
お客様相談 苦情口担当者	担当者	管理者：内城 真奈美
	電話番号	0178-80-7808
	受付日	年中（但し、12月30日～1月3日を除く）
	受付時間	午前8時30分～午後5時30分

- ② 当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

青森県国民健康保険団体連合会	017-723-1336		
八戸市庁（介護保険課）	0178-43-9083		

③ 苦情処理体制

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡します。

主治医	病 院 名	
	所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 ご家族等	氏名（続柄）	（ ）
	住 所	
	電 話 番 号	

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の訪問看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでいます。

9. 秘密保持等

- （1）当事業所及び訪問看護サービス提供者は、正当な理由がない限り、お客様に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得たお客様又はお客様のご家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は、サービス提供が終了した後およびサービス提供者の退職後も継続します。
- （2）当事業所はお客様の個人情報を用いる場合はお客様の同意を、またお客様のご家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、お客様、又はお客様の家族の個人情報を用いませぬ。